## 令和2年第2回上天草市議会定例会会議録

令和2年6月17日 午前10時開議 議場

- 1. 議事日程(第17日目)
  - 日程第 1 一般質問
    - 1. 島田 光久君
      - (1) 専決処分と議会の責務について
      - (2) 市の会計年度任用職員の報酬等支払の遅延について
    - 2. 桑原 千知君
      - (1) 行政組織(市幹部)のあり方について
- 2. 本日の出席議員は次のとおりである。(16名)

議長 園田 一博

 1番
 木下
 文宣
 2番
 何川
 誠
 3番
 嶋元
 秀司

 4番
 田中
 辰夫
 5番
 何川
 雅彦
 6番
 宮下
 昌子

 7番
 髙橋
 健
 8番
 小西
 涼司
 9番
 新宅
 靖司

 10番
 田中
 万里
 11番
 北垣
 潮
 12番
 島田
 光久

 13番
 津留
 和子
 14番
 桑原
 千知
 15番
 西本
 輝幸

3. 本日の欠席議員は次のとおりである。(0名)

なし

4. 会議事件説明のため出席した者の職・氏名

堀江 隆臣 副 市 長 村田 一安 市 長 教 育 長 高倉 利孝 総 務 部 長 宇藤 竜一 企 画 政 策 部 長 花房 博 市民生活部長 水野 博之 建 設 部 長 小西 裕彰 経済振興部長 井手口隆光 健康福祉部長 坂田 結二 教 育 部 長 山下 正 上天草総合病院事務部長 森 千壽 水 道 局 長 山本 一洋

5. 職務のため出席した者の職・氏名

議会事務局長海崎竜也局長補佐山川康興

主 幹 倉橋 大樹

# ○議長(園田 一博君) おはようございます。

出席議員が定足数に達しておりますので、これから、本日の会議を開きます。

## 日程第 1 一般質問

#### **○議長(園田 一博君)** 日程第1、一般質問。

通告があっておりますので、順次、発言を許します。

12番、島田光久君。

# **〇12番(島田 光久君)** おはようございます。

12番、島田光久です。議長のお許しが出ましたので、一般質問に入ります。

新型コロナウイルスの感染拡大で、緊急事態宣言が発令され、緊急事態措置外出自粛要請、また、三密の回避等で、日々の暮らし方も新しい生活様式への変化が求められております。当市では、これまで新型コロナウイルス感染者はありませんが、都市部では、まだ、いまだに感染者は続いております。コロナ感染との戦いは長期戦で取り組むことになってきました。

当市においては、新型コロナウイルス感染対策本部を立ち上げ、日々変化する感染状況、県国の感染対策の情報収集、また、市民不安、地域経済への影響を把握しながら、4月23日には、コロナウイルス感染対策として、上天草市一般会計補正予算1号、28億2,500万円を専決処分をし、執行しております。内容は、コロナウイルス感染予防対策事業持続支援助成金、国庫補助金の1人10万円の給付金、子育て世帯臨時給付金等で、財源は国庫補助金、財政調整基金からの繰り入れで対応しております。職員の頑張りもあり、早く給付につながったことは高く評価をしております。

また、緊急事態宣言中発令中でもあり、この補正予算1号の専決処分は、私は理解しております。でも、5月15日専決処分の追加補正予算2号、2億3,400万円は、臨時議会を開いて審議ができたのではないかと考えております。

では、質問に入ります。専決処分と議会の責務について、お尋ねいたします。

専決処分とは、本来の議決決定を得なければならない事柄について、地方公共団体の長が、地方自治法の規定に基づいて、議会の決定前にみずから処分することを言います。地方自治法の179条と180条で専決処分の理由が定められております。79条の1項において、長が先決できるとしているのは、普通公共団体の議会が成立しないとき、13条のただし書きの場合において、なお、議会を開くことができないとき、議会の議決すべき事件について、特に、緊急を要するため議会を招集する時間的余裕がないことが明らかであると認められるときです。また、議会において議決すべき事件を議決しないとき、また、3項においては、次の議会に報告し、承認

を求めなければらない。ただし、承認が得られなかった場合でも、専決処分の法的な影響はない と定められております。

第180条においては、議会の委任による専決処分が認められております。地方公共団体の議会の権限に属する軽易な事項で、議決により特に指定したものは、長において専決処分をすることが出来る。2項で前項の規定により専決処分したときは、地方公共団体長は、これを議会に報告しなければならない。そんなふうに自治法では定められております。

上天草市においても、18条の1項の規定により、市長において専決処分できる事項を定めて おります。指定しております。

一つ目に、市の業務に関する1件100万円未満の損害賠償の額の決定並びにこれに関する和解及び調停に関すること。二つ目に、市営住宅に係る家賃等及び明け渡しの請求に関する訴訟和解及び調停に関すること。三つ目に、議会の議決を経て終結した工事、または、製造の請負契約について、契約金の1割以内かつ200万円未満の金額にかかる変更契約の終結に関すること。この3点はですね、市長の専決処分で議会が承認している案件であります。

そこで、お尋ねします。ただいま地方自治法による専決処分、179条、180条、これは原文です。この認識について、執行部の認識を、まず、お尋ねしたいと思います。

- 〇議長(園田 一博君) 総務部長。
- ○総務部長(宇藤 竜一君) おはようございます。よろしくお願いいたします。

今、議員のほうから、地方自治法179条第1項と180条第1項の規定について説明いただきましたが、市としても、まさにこのとおりの解釈で事務執行を行ったものでございます。

- **〇議長(園田 一博君)** 島田光久君。
- **〇12番(島田 光久君)** では、その中でですね。特に緊急を要するていう、特に緊急ていうのは、どういうときの状態を言うのか、お尋ねしたいと思います。
- 〇議長(園田 一博君) 総務部長。
- ○総務部長(宇藤 竜一君) この179条の第1項では、普通地方公共団体の長において、議会の議決すべき事項について、特に緊急を要するため議会を招集する時間的余裕がないことが明らかであると認めるときということですから、市長のその今回の場合でしたら、新型コロナ100年に1度の危機と言われるような状況の中で、このタイミングということで、市長が判断されたということだと思います。
- **〇議長(園田 一博君)** 島田光久君。
- **〇12番(島田 光久君)** その中身については後でします。では、議会を招集する時間が余裕がないていうことは、どういう解釈なります。
- 〇議長(園田 一博君) 総務部長。
- ○総務部長(宇藤 竜一君) 今回の場合は、まず、第2弾の支援策を考える場合に、5月7日に対策本部を行っております。そのときに、第2弾の市民の皆様への支援について、各課に対して提案するよう指示があっております。それを受けまして、13日の日に関係課、第2弾を

打つ関係課が関係課長会議を行いまして、内容を精査し、そして、14日の対策本部において 決定しておるところでございます。それを15日の日に専決処分を行っておりますが、この第 2弾として施策する内容が、もう6月1日から市民の皆様に影響するような案件でございまし たので、ここでもう議会を開かせていただくちょっと時間がなかったということでございます。

- **〇議長(園田 一博君)** 島田光久君。
- **〇12番(島田 光久君)** では、令和2年度上天草市一般会計補正予算2号についてですね。 先ほど時間的余裕がなかったと、緊急性があったと、臨時議会を開かなかった理由ですね。開 けなかったのか、開かなかったのかについて、お尋ねしたいと思います。
- 〇議長(園田 一博君) 総務部長。
- **〇総務部長(宇藤 竜一君)** お答えいたします。

一般会計補正予算第2号につきましては、新型コロナウイルス感染防止対策として、市内の医療機関や小中学校へのマスク、消毒等の購入費用、また、小中学校のICT事業の前倒しに加え、国の緊急事態宣言解除の前倒しや、熊本県の自粛要請緩和を踏まえ、市内経済産業の一刻も早い回復を図る必要があると判断し、農水産業、中小企業の事業継続支援と消費喚起に係る予算について、地方自治法第179条第1項の規定に基づき、臨時会を招集せず、専決処分を行ったものでございます。

以上です。

- **〇議長(園田 一博君)** 島田光久君。
- ○12番(島田 光久君) 例えば、確かに、緊急性があると仮定するなら、議会も緊急的に開くことは、私は可能だと思います。当市の場合はですね。特に、タブレットを利用しているから、招集は全部ペーパー使わずに情報で流れてきます。朝14日に決められたなら、14日の日にですね。タブレットで議会招集かける、招集されたら次の日は私は議会できたんじゃないかと思うんですけど、緊急の場合ですね。

だから、それと、2次補正の中身が市単独の経済対策事業が多いです。だから、ここでいう、 ここでいうですね。法、専決、法にのっとった専決処分に該当するかしないかという認識は、ど う考えます。

- **〇議長(園田 一博君)** 総務部長。
- **〇総務部長(宇藤 竜一君)** はい。該当するものと認識しております。
- **〇議長(園田 一博君)** 島田光久君。
- **〇12番(島田 光久君)** 当然、それで施行されていると思いますけど、私が思うにはですね。 今回の正当、市独自の経済対策なんですよね。だから、15日までに議会を開いて審議すれば、 6月1日からの施行には、ほとんど影響は私はなかったと思うんですよ。だから、5月15日 に議会を開こうと思えば、私は開けたと思うんですけど、市長、それどうですか。
- 〇議長(園田 一博君) 市長。
- **〇市長(堀江 隆臣君)** 14日に対策本部会議があったという総務部長の答弁がありましたけ

ど、議会に、正副議長、そして、常任委員会の委員長に御説明したのが15日の午前中です。 そのときに初めてですね、予算概要が固まった。ここが固まったという状況です。で、15日 には、議会が開けるかというふうにおっしゃいますが、通常、議会はですね、議会を開くには、 まず、議案書の作成、で、公告、そして、議運の招集、それから議会の開催という手続が必要 になります。そう考えるとですね。少なくとも我々は月末ぐらいの開催にしかできないだろう という判断を致したところです。

- **〇議長(園田 一博君)** 島田光久君。
- ○12番(島田 光久君) でも、自治法によれば、招集及び会則、会期はですね、市長が招集するって、当然そうです。ほとんどそれでなっております。そして、また議長は議会運営委員会の議決において、会議をもちろん何かほら事件がないといけないんですが、人事議会の招集をすることもできます。そして、私たち議員もですね、定数の4分の1が臨時議会を請求したら、20日以内に臨時会を招集しなければならないという規定あっております。

そして、今、市長言われたように、確かに日程は要ります。議運を開いたりとか、時間的あれも要りますけど、市にあっては、7日前まで告示をしなければならないって制定されております。でも、ただし書きで、緊急を要する場合は、この限りないて規定があるから、緊急を要していたら、議会を開けたのかなという感じは、私はしますけど、それについてどうですか。

- 〇議長(園田 一博君) 市長。
- ○市長(堀江 隆臣君) 行政手続上ですね、我々が準備する時間も相当な時間があったかと思います。今、島田議員がおっしゃるように、議会の開催までこぎつけ、短縮してでもですね。こぎつけるという準備は、4月、5月でもできたと思います。それを準備するのが、私は、議会運営委員長の立場だと思ってます。そもそも、そのそういう4月の末に、もう専決処分があって、その中からも、議員さんからも、専決処分を行ってでも対応とるべしという御意見をいただいておりました。そこで、臨時議会にそこまでこだわるならば、その時点で臨時議会の開催の、やっぱり手間をどういうふうに省くかという議論も、当然議会でもあってしかるべきじゃないかと思います。

我々としては、これまでの過去の、過去のですね、専決の内容から照らし合わせても、決して逸脱した執行を行ったわけではないです。熊本地震のときも、当然、市の予算で、経済対策にとっても専決処分を行っております。そのときはそのときで、議会の承認をいただいてやっておりますので、今回ですね、特に、その地方自治法をねじ曲げて、執行権を行使したということではないというのは、御理解いただきたいというふうに思います。

- **〇議長(園田 一博君)** 島田光久君。
- ○12番(島田 光久君) 確かに、1号補正ですね。それは、当然、緊急性があったと私も認識をしております。2号補正になったら、やっぱ1号補正が4月23日だったですかね。だから、2号補正、追加補正は、5月15日です。当然、次の経済対策ですね、何をするかというのは、もちろん執行部で詰めていらっしゃったと思うし、私はですね、1号補正で専決処分し

た28億からですね。だから、臨時議会は、よその市町村開かれているところも結構あったんですけども、もう半ばに近づいてきたから、もう6月の議会で、次の追加補正でいいんかなっていう感じで私思っておりました。でも、15日にしたとを後で知ってですね、あら残念だったなって本当に思ったんですよ。なぜかというと、私、議員はその中身は全然把握しとらんとですよ。だから、中身が良し悪しもわからないし、それだめと言ってんじゃないですよ。議会誰も反対しません。理解されてですね。修正あるかないか別にして、全部前向きに経済対策してほしいっていう思いは、皆一緒なんですよ。議会もですね。だから、ぜひやっぱ議会をされて、当然、議決されてですね。執行して欲しかったなという思いが、私本当に強いんですよ。

- 〇議長(園田 一博君) 市長。
- ○市長(堀江 隆臣君) 確かに、そういうふうな思いはですね。わかります。私も、議会の立場におりましたので、そういう意味ではですね。島田議員のおっしゃることも、お気持ちはですね、重々わかります。ただ、やっぱり執行権をやっぱり行使する立場となるとですね、特に、4月、5月。5月の上旬ぐらいは、やっぱり我々もかなりの御意見と御要望をいただいてですね、早急な対応が必要であるというのは、全職員認識をしていたところというふうに思います。2次、2回目の専決に対しては、連休明けすぐさま動いたわけですが、当然、対策本部についても、議会事務局長にも出席いただいておりますし、我々の考え、我々の動きは、逐次、議会のほうにも届けるように配慮をしてきたつもりです。で、その上でですね、専決の行った午前中にも、先ほど申し上げましたように、議会のほうにも報告はしております。そこでですね、早急に、緊急に対応するには、専決が妥当だという御理解をいただいたと、我々は思っております。
- **○議長(園田 一博君)** 島田光久君。
- **〇12番(島田 光久君)** ということは、今回の専決処分はですね、先ほど、自治法をねじ曲 げたとかいう言葉があったんですけど、自由裁量で、市長の自由裁量で専決を決めたて形になるんですけど、そういう解釈でよろしいですか。
- 〇議長(園田 一博君) 市長。
- ○市長(堀江 隆臣君) はい、地方自治法上のですね、この首長の判断に委ねるというのは明記してありますので、私はそういうふうに判断しました。ですから、同じケースでですね、別の方が市長ならば、ここまで緊急性がないだろうというふうに判断される方もいらっしゃるかと思いますが、私はですね、やっぱり今回は、過去にないぐらい、やっぱり緊急性を要するというふうな判断をしたところです。
- **〇議長(園田 一博君)** 島田光久君。
- ○12番(島田 光久君) 私は、この第1項ですね。やっぱり特に緊急を要するていう文言ですね。例えば、今回は、経済対策事業補助金とか、支援助成金とか補助金ですね。市の単独事業が柱になっております。これは、本当に、特に緊急する要するに当たるのかと。そのような認識どうですか。

- 〇議長(園田 一博君) 市長。
- **〇市長(堀江 隆臣君)** 何べんも申しますが、緊急を要するという判断をしたということです。
- 〇議長(園田 一博君) 島田光久君。
- **〇12番(島田 光久君)** 私は、それと、1項の先ほど繰り返しになりますけど、議会を招集 する時間的余裕がないことが明らかであるていう、この辺がどうしても議会を招集しようと思 えば、私はできたんじゃないかというふうに思っております。まあ、わかりました。

それと、この補正予算2号ですね、これを専決したことを先ほどから繰り返し、これも繰り返 しになるんですけど、議会の議決権を軽視しているていうような私は認識をしてるんですけど、 私の考えは、今の市長の答弁で間違っているという形になりますかね。その辺の認識について、 お尋ねします。

- 〇議長(園田 一博君) 総務部長。
- **〇総務部長(宇藤 竜一君)** お答えいたします。

先ほども申し上げましたが、市内経済産業の早期回復を図るため専決処分したところであり、 地方自治法第179条第1項により認められた権限を行使させていただいたものでございます。 本件につきましては、自然災害と同様に、可及的速やかな対応が必要であったと判断したも のであり、決して議会の議決権を軽視したものではないことは、何とぞ御了承のほど、よろしく お願いいたします。

- 〇議長(園田 一博君) 島田光久君。
- ○12番(島田 光久君) 本当に、私は本当に残念ですね。確かに、執行部は、そういうなると思いますけど、やっぱり法律、地方自治法がしっかり規定してあるから、やっぱそれある程度のとってしないと、何もかもやっぱ専決される形に、私はなってきております。今回も、やっぱそれに判断は両方あると思いますけどね。わかりました。

では、次に、次に行きます。次はですね、市の会計任用職員の報酬支払いの遅延について、お 尋ねいたします。

日本は、法治国家で法の規則を受け、また、法で守られております。法の定めで、全ての行政 業務をされております。また、市民にかわり、年間多額の予算執行がなされております。法令順 守は、行政のいろはだと私は思っております。また、議会も同様です。今回の報酬等の支払いの 遅延は、法の法律違反で、行政全体の責任であると考えますけど、この見解についてお尋ねいた します。

- **〇議長(園田 一博君)** 総務部長。
- ○総務部長(宇藤 竜一君) お答えいたします。

労働基準法第24条第2項に、賃金は毎月1回以上、一定の期日を定めて支払わなければならないと規定されております。また、本市の会計年度任用職員の報酬の支給日は、上天草市パートタイム会計年度任用職員の報酬、期末手当及び費用弁償に関する条例施行規則第6条で毎月15日と規定していることから、今回の報酬の支払いの遅延は、これらの規定に違反するものと認識

しております。

法令遵守が当然とされる市役所において、このような事案が発生したことを、行政全体の責任 であると重く受けとめ、報酬の支払い日が確定した後、速やかに事実関係を報道機関へ投げ込み、 公表し、市民の皆様に御報告とお詫びを申し上げたところでございます。 以上です。

- 〇議長(園田 一博君) 島田光久君。
- **〇12番(島田 光久君)** これはですね、例えば、今回、ある担当課でこういう事件が発生しております。ほかの担当課から見た場合は、うちの担当課ではないからよかったなという、そういう認識が若干あるんじゃないかと思います。これは、行政全体の責任であるとやはり考える必要が私あると思うんですけど、この辺について、市長どうですか。
- 〇議長(園田 一博君) 市長。
- **〇市長(堀江 隆臣君)** はい。おっしゃるとおり、行政全体の責任だというふうに考えております。
- **〇議長(園田 一博君)** 島田光久君。
- **〇12番(島田 光久君)** ぜひですね、行政全体の責任として、しっかり周知してもらいたい と思いますけど、いろんな方法あると思うんですけど、その辺については、どう考えます。
- 〇議長(園田 一博君) 総務部長。
- **〇総務部長(宇藤 竜一君)** お答えいたします。

今回の事案が発生しました後に、私のほうから、各部長に対して、今、議員が言われたとおり、 対岸の火事と考えることなくですね。自分ごととして捉えていただいて、なお、課長等にですね。 職員のマネジメントについても、しっかりどうあるべきかを指導するように指示を出していると ころでございます。

- **〇議長(園田 一博君)** 島田光久君。
- ○12番(島田 光久君) 今回ですね、市が法令違反で、市民に迷惑かけたことになっております。これは、本当に大きな問題であり、法令遵守の観点から、市民に対し行政の不信感を抱かせた責任については、どのように考えられます。2項の、通告書2項です。市が法令違反で市民に迷惑かけたことは、大きな問題です。市自体が法令違反すること自体が想定していません。法令遵守の観点から、市民に対し、行政への不信感を抱かせた責任を、今後、どのように対処されるのかについてお尋ねします。
- 〇議長(園田 一博君) 総務部長。
- ○総務部長(宇藤 竜一君) お答えいたします。

先ほど、申し上げましたとおり、今回の事案は、労働基準法や本市の規則に違反するものであり、対象となった会計年度任用職員に御迷惑をおかけしたことももちろんのこと、市民に対しても、行政への不信感を抱かせる結果となったことについては、大きな問題として真摯に受けとめ、責任を痛感するとともに、深く反省しております。今後は、職員一人一人が市民の皆様に不安や

不信感を抱かせることがないよう、信頼される職員を目指して、全力で取り組んでまいります。 以上でございます。

- **〇議長(園田 一博君)** 島田光久君。
- **〇12番(島田 光久君)** 昨年もですね。法令違反案件が何件かあっております。最終的に処分されたのは半年後だったんですよ。なぜ、そういう事態が発生したのか。その辺はどうなります。
- **〇議長(園田 一博君)** 総務部長。
- ○総務部長(宇藤 竜一君) 処分が遅かったということでしょうか。
- **〇12番(島田 光久君)** そうです。やっぱこういう法令違反が発生して、行政の処分が半年後にされとっでしょ。夏場に、中身は別にして、そういう時間がかかり過ぎるという意味ですね。対応がです。
- ○総務部長(宇藤 竜一君) あれに、中身については、調査に時間がかかったものだと認識しております。
- **〇議長(園田 一博君)** 島田光久君。
- **〇12番(島田 光久君)** こういう法令関係の違反なんか、そんなに時間が、裁判するわけでもないんだから、やっぱそんなに時間を要するものかと私思うんですけど、今回の場合もですね。なら、いつごろになるんですか。これも、やっぱり時間を要するんですか。
- 〇議長(園田 一博君) 総務部長。
- ○総務部長(宇藤 竜一君) これにつきましては、前回説明している中でも、早急にということでございますので、今6月ですから、今月末ぐらいまでには決定したいと考えております。
- 〇議長(園田 一博君) 島田光久君。
- **〇12番(島田 光久君)** ぜひですね、後に尾を引かないように、進めてほしいですね。処分をするんだったらするなりにですね。

また、この自治法の154条ですね。これを見ると、普通公共団体の長、長て市長ですね。補助機関である職員を指揮監督するていうように示されております。そして、167条ですね。副市長は、普通公共団体長を補佐し、市長の命を受け、政策及び企画をつかさどり、その補助機関で職員の担当する事務を監督するていうような規定もなっております。確かに、今回の案件は、職員が頑張ったんだけど、事件を起こしてしまったとなっております。だから、その辺の責任というのも、私は重いところがあるかなという感じがしますけど、この辺について、市長はどう考えますか。

- 〇議長(園田 一博君) 市長。
- **〇市長(堀江 隆臣君)** 最高責任者として、重いというふうに考えてます。
- 〇議長(園田 一博君) 島田光久君。
- **〇12番(島田 光久君)** 私は、この上天草の組織体制と業務管理体制の再検証を、この際、 ぜひ、進めてほしいと思いますけど、その考えはあるのか、ないのかにお尋ねしたいと思いま

す。

- 〇議長(園田 一博君) 市長。
- **〇市長(堀江 隆臣君)** 再検証は、当然、必要だと思います。
- 〇議長(園田 一博君) 島田光久君。
- **〇12番(島田 光久君)** じゃあ、具体的にどのような方法でされるのか。時期的に、早急に されるのか。それとも、いろんな諸々があると思いますので、その辺はどうなります。
- 〇議長(園田 一博君) 市長。
- ○市長(堀江 隆臣君) 今、総務部長が6月の末には決定したいというふうに答弁をしたんですが、それを決定するには、当然検証を行った上で、原因の究明が必要でございます。ですから、その時期になるのかというふうに考えております。
- **〇議長(園田 一博君)** 島田光久君。
- **〇12番(島田 光久君)** ぜひ、こういう問題が今後発生しないように、対策をしっかり研究 されてですね、市民の生活を守り、市民の信頼に応えられるように、ぜひ頑張ってもらいたい と思います。

今日は、これにて終わります。

**○議長(園田 一博君)** 以上で、12番、島田光久君の一般質問は終わりました。 ここで、10分間休憩します。

休憩 午前10時31分

### 再開 午前10時41分

- **〇議長(園田 一博君)** 14番、桑原千知君。
- **〇14番(桑原 千知君)** 14番、会派暁、桑原です。

議長のお許しが出ましたので、通告に従い、一般質問をいたしたいと思います。今回、質問内容は、内容的に本当に執行部の皆さん方には不愉快な思いをされるような内容が多々ありますけど、爽やかに終わりたいと思いますので、どうぞその辺は思いをくんでですね、答弁していただければと思っております。よろしくお願いいたします。

さて、これまでも新型コロナウイルス感染症に関する質問が多く出されました。今回の事案は、100年に一度発生すべくレベルの緊急事態であると報道されており、感染を抑止すべく世界中が対応策に追われています。国内においても、東京や大阪など都市圏において感染の拡大が広がり、4月16日には、全国に緊急事態宣言が発動されました。この宣言により、感染予防のための外出自粛や事業所への休業要請など、人や経済の動きが抑えられ、私たちは健康と経済の板挟みになりました。その後、緊急事態宣言は解除されたものの、ウイルスの感染を止めるべく特効薬もない状態で、いまだに収束のめどはたっておらず、予断を許さない状況が続いております。

このような状況の中、危惧されている第2波、第3波から市民を守るため、私は改めて議会及び 行政の心構えについて考えるべきだと思っております。とりわけ行政の対応については、迅速か つきめ細やかさが必須であります。それを可能とするには、市長を先頭に、市幹部の統率力と、 部署間の連携、まさに組織力であるとの思いから質問させていただきます。

1点目、組織のあり方についてでございますけど、4月の機構改革及び人事異動により、市の 幹部職員、また、村田副市長が就任され、新たな顔ぶれで新年度を迎えました。ここで、村田市 長を選任した理由を改めてお伺いするとともに、総務企画部を総務部と企画政策部にわけ、7部 制とした趣旨や目的、さらには、市幹部組織のあるべき姿をどのように考えておられるのか、お 伺いいたします。

- **〇議長(園田 一博君)** 総務部長。
- ○総務部長(宇藤 竜一君) よろしくお願いいたします。

まず、御質問の新たな副市長の選任の趣旨等につきましては、村田副市長は、本市職員として市民生活部長などを歴任され、行政実務全般に詳しいこと。また、退職後も、上天草市人権擁護委員等を務められるなど、市民生活向上のために活動されていました。このような経歴から、市長の補佐役として、一緒に地域の課題解決に向けて知恵を出し合い、あるいは、職員を引っ張っていく立場である副市長に適任者と判断たところでございます。

次に、7部長制につきましては、政策推進体制の強化並びに重要プロジェクト等を推進することにより、原課の行政課題に対して、的確に対応し、着実な成果重視の行政運営を行うため、総務企画部を内部管理業務主体とした総務部、政策推進業務を主体とした企画政策部に分離し、これまでの6部制から7部制に再編したものでございます。

次に、幹部組織のあるべき姿につきましては、本市においては、副市長、教育長及び各部長等を構成員とした庁議や、各課長等で組織する課長会議等があり、本市の基本方針及び重要施策を総合的に審議するとともに、市政に関する全庁的な情報共有を図ることで、市の行政組織を一体的に経営し、もって市政運営を効率的に推進することを目的として組織されていることからも、市の将来の方向性や重要施策を決定する過程などにおいても、これらの庁議等で活発な議論や情報の共有が図られることは求められております。

以上です。

- **〇議長(園田 一博君)** 桑原千知君。
- ○14番(桑原 千知君) 今、村田副市長の就任の件、総務部の分割、組織のあるべき姿を総務部長が答弁されましたけど、一通り、私からすればですね、型にはまった答弁じゃなかろうかと思います。もうこれは仕方ないことでございます。ただ、中身に入ったときにですね。言われるとおり実行できるような体制であるのを望むだけでございますので、どうぞその辺は、私の質問等の内容については、そのようなことで申し上げたような次第でございますので、よろしくお願いします。

今回のコロナ感染症の対応に追われる中、副市長の選任、先ほども言いましたが、機構改革、

人事異動が行われたわけでございますけど、市長におかれては、組織の環境が変わり、国難とも 言える状況への舵取りは難しかったと推察いたします。そのような中、国は、4月20日に、新 型コロナウイルス感染症緊急経済対策として、住民基本台帳に記載されている全ての国民に一律 10万円を給付する支援策を閣議決定しました。この特別定額給付金は、国民の命をつなぐための 大切な生活費になることが期待されたところでございます。一方で、給付の実施主体は自治体に 委ねられたことから、私の手元に給付金が届くのはいつかと住民の大きな関心事となりました。 県内では、高森町が申請の受け付けを開始し、5月1日の熊日朝刊では、市町村別の給付開始日 が掲載されました。まさに、自治体間の競争が起こったといっても過言ではございません。本市 においては、ひとり親世帯に対し、前倒しの給付をしました。これは、独自の政策として大きく 評価をしております。また、全市民に対する支給も、当初の予定より早くなったことは、職員の 皆さんの頑張りであると感謝をいたします。しかし、これは、個人的な感想でありますが、もっ と早くできたのではないだろうか。市民の1番の関心事に対し、市役所全体が一丸となって取り 組んだのだろうかとの思いが拭い切れません。ほかにも、今回の感染症に関する市の対応は、他 の自治体と比べ、少し後手に回っていたのではないかと思っております。感染症予防の周知や公 共施設の開館状況、宿泊飲食業界を初めとする事業者の現況把握など、市民から不安の声を聞い たことがありました。

このように、市組織内部の連携不足を感じておりましたが、これについて、どのように分析を されているのか、お伺いいたします。

- 〇議長(園田 一博君) 総務部長。
- ○総務部長(宇藤 竜一君) お答えいたします。

本市においては、2月22日に、新型コロナウイルス感染症対策本部を設置いたしましたが、 所管の健康福祉部において、本来の業務に加え、新型コロナウイルスの感染拡大防止対策や対策 本部の運営等の業務の増加により、マンパワー不足が生じ、また、対策本部の運営等の所管部署 の役割が明文化されていなかったため、各部局と対策本部との総合調整等が十分に機能していな かったことなどから、対策本部設置の初期段階においては、議員御指摘のとおり、各部局におけ る一体感や連帯が十分ではなかったのではないかなと考えております。

その後、新型コロナウイルスの感染拡大により、さらなる対策強化を図るため、4月27日付けで、新型コロナウイルス感染症対策課を総務部内に設置いたしました。対策課の設置後においては、対策本部の運営等の役割の明確化により、各部局と対策本部との総合調整等が徐々に機能し始め、感染防止対策や住民生活の支援、経済回復に関する取り組みなどについて、対策本部会議等において、積極的な提案や議論を行うようになったと認識しております。

以上です。

- **〇議長(園田 一博君)** 桑原千知君。
- ○14番(桑原 干知君) 私は、よくこの組織というものをですね。実際、職業柄20数年間 船に乗っとったものですから、常に問題が起きたときには、船を例えて説明をするという事が

多々あるんですよ。それはどういうことかというと、組織、市を船に例えたとき、市に言えば、 市民ですよね。いかに安全安心かつ住みよい町は別として、こういう緊急事態において、どう いうことがあって、どういう対応をしたらいいかという中で、船の場合は即決即断ですよ。年 にですね。私が経験したなかじゃ年に3回ぐらい手ばあわせるときがあるんですよ。ああ、も うこれは沈んであがってこんばいと思って、船主がもう沈んでしもて、浮き上がるどかいてい うた時には必ず手をあわせて、もう助けてくれんかというぐらいの、そういった鳥羽一郎の歌 ではございませんけど、板子一枚は命なんですよ。そういう思いを持った中、そこまで行けと は言いませんけど、やっぱりそのぐらい前段で言いました100年に1度のこういう時期で、 それは、職員の人たちも戸惑った部分もあるし、対応も初めてだから、いたし方ない部分があ ると思います。

ただ、私から言わせれば、一言で言えば、本当に先ほども言いましたけど、連携なんですよ。命令系統がはっきりしとるか、しとらんか。そして、することによって、下が理解しとるか、しとらんか。そうしなければ、もう1人じゃできないわけですよね。船長がどがん言うたっちゃ、小さい船で1番多いとき7人ぐらい使っておりましたけど、その7人を使いきらんとですよ。何でかと言えば、自分の命が大切なもんだから、それをさせよう思てもさせられんとですよ。じゃあ、率先してしなければいけないということでせんことには、船長が方針を決めないことには、もう前に進めない。沈んでしまうと。まあ、市長にそこまで求める部分は、到底比較したときね、できないかもしれませんけど、やはりそれに近い思いというのは、あってしかるべきと私は思います。

そして、今回、こういった状況の中で、市長自体が、先ほど、島田議員ではございませんけど、私が聞いとって、やっぱり自分たちも一緒になって心配をして、そして、市民と一緒に、市長と一緒にという思いも込められた部分があったと思うんですよね。そこを考えたときには、やっぱり市長自体も胸襟を開いて、執行部も一緒ですけど、その辺をやっぱり話でもして、つき合いのある議員さんたちに、こういう方向ですよていうようなことの一つぐらいの声はかけても罰はあたらんと思うとですよ。だから、そこが1番大事な思いと私は思います。

だから、最後に、もう言いますけど、今後、いろんなまた2波、3波が起きたときの状況を考えたときはですね。そういった思いを持って対応すべきだと思いながら、こう申し上げさせていただいておるわけでございます。

問題が多ければ大きいほど迅速で正確な情報伝達が必要であり、船に例えれば、船員それぞれの責任感とコミュニケーション能力が問われる場面ということで、私は書いておるわけでございますけど、今回、コロナ問題は、まさにそのような局面であると思います。船が沈めば、市民の安全は補償できません。また、市長が1人で考えても苦しい面があります。縦割りをなくし、幹部間の風通しをよくし、政策を組織で考え、組織で実行していくのが、理想な考え方ではなかろうかと、私なりに考えているところでございます。

最後にですね、今後どのように職員の人材育成及び組織づくりに取り組まれるのか。大きな期

待を込めてお伺いいたします。

- 〇議長(園田 一博君) 総務部長。
- ○総務部長(宇藤 竜一君) お答えいたします。

御質問の人材育成と組織づくりにつきましては、一体的に取り組む必要があると考えております。職員の資質と能力の向上を図ることで、組織力を最大限に発揮できる組織づくりが肝要であると考えております。市の発展及び市民サービスの向上のためには、組織力の向上が最も重要であり、職員に応じた資質と能力を職員一人一人が発揮するとともに、その資質と能力を束ねることが組織力の向上につながるものと考えております。全ての職員が職位に応じた組織において果たすべき役割を認識することで、同じ意識を持ち、職員一丸となって同じ目標に向かって取り組む組織づくりに、引き続き努めてまいります。

職員の人材育成につきましては、本市の人材育成基本方針に定めるそれぞれの職員に求められる資質と能力を習得するため、職場内におけるOJT、年齢や役職に応じた階層別研修、円滑な業務遂行につながる研修など、より効果的な研修体系を確立し、実行していくこととしております。特に、管理職である部課長等については、各部署の最高責任者として、効率的な効果的な施策の立案、問題解決に向けた各種調整及び最終決断、職場における人材育成等を行うことができる資質と能力が必要であることから、今後、今後においても、市の幹部職員として、しっかり役割が果たせる人材を育成してまいりたいと思います。

以上です。

- **〇議長(園田 一博君)** 桑原千知君。
- ○14番(桑原 干知君) 今回、市の組織のあり方について、私の見解を含めてお伺いさせていただきました。少しばかり苦しいことも言わせていただきましたが、ここに座っておられる執行部の皆さんの顔を見て、上天草市という船は決して沈まないと思います。確信しております。私たち議員も、執行部とともに団結をし、この難局を乗り越えていかなければならないと、今回、改めて感じたところでございます。

最後にですね、話の内容は少し変わりますが、関連事項としてお伺いいたします。先月、緊急 事態宣言が解除され、人の動きが出てきました。一方で犯罪もふえております。活動自粛による ストレスが原因と考えられる犯行も多く発生していると報道もありました。アフターコロナとい う言葉がありますが、健康面や経済面だけでなく、防犯面も考えなければなりません。

私は、平成30年12月の一般質問で、防犯カメラの設置についてお伺いいたしました。犯罪の抑止に効果があることは、以前お話した通りですが、この局面において、改めて防犯カメラの設置に向けた考えをお伺いいたします。

- **〇議長(園田 一博君)** 総務部長。
- **〇総務部長(宇藤 竜一君)** お答えいたします。

防犯カメラ設置につきましては、平時はもとより、災害が発生し、治安が悪化している状況下において、犯罪の抑止等を図る上で、防犯カメラの必要性は高いと認識しております。一方で、

防犯カメラの設置にあたっては、被撮影者のプライバシーの侵害や、維持管理方法など、整理すべき課題も指摘されているところでございます。防犯カメラ設置については、ニーズの把握等もあり、関係団体、関係各課、関係機関と指摘されている課題について、交通安全プログラム等を参考にし、課題を解決した上で、市として防犯カメラ設置計画等を策定の上、準備を進めたいと考えております。

以上です。

- 〇議長(園田 一博君) 桑原千知君。
- **〇14番(桑原 千知君)** ぜひ早く実現するように、努力をしていただきたいとお願いするところでございます。私が質問する中で、総務部長だけお答えをしていただきましたけど、部長の答弁を聞きながら、初めて副市長に答弁を求めるわけでございますけど、短くでようございますので、感じた部分があったらばですね、一言答弁をお願いしたいと思います。
- 〇議長(園田 一博君) 副市長。
- ○副市長(村田 一安君) 先ほどの組織についてでございますが、御存じのとおり、今年の4月から、従来の6部制から7部制へと体制の強化が図られております。組織は、個々の才能を発揮し、集団となり、物事を提案提供、審議して決定していく機関でございます。そのため、私は、就任当初から、職員が仕事のしやすい職場環境ができたらなというふうに思っておりました。ただし、間違いがあっては元も子もありませんので、各部長を頂点とした報告、連絡、相談、いわゆるホウレンソウでチェックをし、上司からは指示、職員からは提案等がしやすい透明感のある機構を推進したいと思っています。そのため、各部間の連絡を密にしながら、一体感のある組織づくりを目指してまいりたいと存じます。市が発展するためには、職員の研さんが重要であり、研修会を実施し、一人一人の能力を伸ばすことで、ひいては、市民サービスへとつながるものと思っております。市行政の一翼を担う責任者として、広域的に職場を見まわし、部課長を東ね、政策立案や調整、決断等を行い、市の幹部職員を育ててまいりたいと存じます。

以上でございます。

- **〇議長(園田 一博君)** 桑原千知君。
- ○14番(桑原 千知君) 今の副市長の答弁、本当にその思いをぜひとも職員に伝わるように、 1番のまとめ役でございますので、常に職員の壁になって、市長に提言をしてですね。本当に 喧々諤々でも結構でございますと言いたいですけど、やっぱりそのぐらい議論をして部長あた りを引っ張っていくような形をとってするのが、副市長としてのあり方と私は思います。ぜひ とも、また議員の我々に対しても、今までにない形の中で、副市長は地元でございますので、 顔をそれぞれが知った副市長でございますので、どうぞ我々の中にも、土足でもようございま すので、踏み込んできて話をされる機会をつくっていただけばなという思いが強うございます。 ぜひとも、その辺は考えていただきたいと思います。

最後にですね、質問の終わりとして、市長に答弁を求めますけど、今回の定例会では、何人の

議員の方も言われましたけど、多くの議員が、新型コロナウイルス感染症関連の一般質問を行いました。一般質問の最後ということで、今後の新型コロナウイルス感染症に対応について、私なりに発言して質問を終わりたいと思います。病院事務長。質問の趣旨は答えてくださいとは言いませんけど、私が言うことを、少しばかり耳を傾けていてください。

先日、テレビ報道されていましたが、皆さんも御承知のとおり、ソフトバンクグループが、社員や医療受給者など4万4,000人ほどを対象に、新型コロナウイルスの抗体検査を実施したそうです。熱があっても、保健所の認可がなければ、PCR検査ができない中、自分は感染しているんじゃないかと心配される方も多いかと思われます。その点、この抗体検査キットさえあれば、医療機関の判断で検査をすることができます。報道によると、数千円の負担でできるとのことでした。市民の安心を得るために上天草総合病院での導入を検討されることはできないもんか。次回、質問しますので、検討しておってください。

また、新型コロナウイルス感染拡大は、現在小康状態にあるものの、終息することは困難とされており、今後起こりうる第2波、第3波を想定した対応が求められます。例えば、PCR検査等医療体制の充実や、新しい生活様式への対応など、市民が安心して生活できる環境整備が求められます。また、直近の課題として、今後想定される大雨による避難所対応については、新型コロナウイルス感染の拡大防止の観点から、きめ細かな避難所運営が必要とされ、各自治体もテレビ等あたりで、いろんな対応をしております。事前準備を万全に期する必要があると考えます。これらの対応については、前段で発言しましたが、執行部が課題解決に向け、一致団結して取り組むこと。また、議会と執行部が、ともに共通認識を持ち、前に進めていかなければなりません。この難局を乗り越え、市民の安心安全な生活を確保するため、積極かつ迅速な取り組みをお願いしたいと思います。

最後に、私が申し上げました項目について、市長が感じる部分を答弁お願いできればと思います。

# **〇議長(園田 一博君)** 市長。

○市長(堀江 隆臣君) 御指摘のとおり、新型コロナウイルスの感染症対策というのは、まさに、まだ始まったばかりということで、当面継続していくものと思います。質問の中でも御指摘があったように、職員全員の能力というか力が必要になりますので、連携を高めていく必要も当然あります。最初、新型コロナウイルスが始まった時に、対策本部、当初、対策推進本部と呼んでおりましたけど、感染症ということで、健康づくり推進課とか危機管理情報課に取りまとめ等をお願いしたわけなんですが、なかなかそれぞれの業務を抱えた中で、難しいところも出てきましたので、今はですね、新型コロナウイルス感染症対策課ということを急遽設置して、各部局から職員を1人ずつ派遣してもらった上で、今、課長をプロジェクト推進課の課長が兼務という形でやっています。こちらのほうの、やっぱりそれぞれの協力体制があって初めてできたものでもありますし、こういった形で継続できればというふうには思ってます。

あえて一つちょっと私も申し上げたいんですが、桑原議員がおっしゃったように、そのボトム

アップもトップダウンも、やっぱり両方必要なんですよね。両方あって初めて機能をします。この市の行政も今いろんな会議やってるんですが、いわゆる庁議とか部長会議をやっぱり最終決定の、最終意思決定の会議として位置づけてます。当然、部長になると、やっぱり自分とこの部は、それは慎重に一生懸命やるんですが、やっぱり部を超えた意見とか提案があってもいいのかなというのが思いです。

ですから、私も議会とかではないんですが、やっぱり庁内は庁内で、会議は濶達に、いろんな意見が飛び交う会議をやって初めて機能するというふうに思っておりますので、この場をお借りしてですね。市役所の行政執行部のほうの部長を初め、管理職は特にもっともっとそういう積極的な提案を呼びかけておきたいというふうに思います。

ありがとうございました。

- **〇議長(園田 一博君)** 桑原千知君。
- ○14番(桑原 干知君) やっぱり会議は議論をして初めて会議で、じゃあ、その議論ができる環境といいますか、そういった部分が、今市長が言われるように、それは当然、外の部分、内の部分、いろんな場面があるんですけど、いずれにしましても、議論をすることによって前に進むといいますか、方向性が見える。その結果について、みんなが一丸となってそれに取り組むというこの組織というのは盤石にすること自体が、全ての問題が何か通じるような気がしてなりません。

私は、議員として外から見て、もういろんな苦言とか、苦情とか、そういったことしか言えませんけど、言えることは、市長、この難局を頑張ってください。職員の皆さん、どうぞ、皆を心を一つにして上天草をいい方向にしてくださいというお願い以外ございません。ぜひともですね、そういう方向で上天草が明るい上天草になるように努力をしていただくことをお願いいたしまして、私の質問を終わります。

ありがとうございました。

○議長(園田 一博君) 以上で、14番、桑原千知君の一般質問は終わりました。

以上で、本日の日程は全部終了いたしました。

次の本会議は、6月22日午前10時から行います。

本日は、これで散会します。お疲れさまでした。

散会 午前11時13分